

令和元年度
阪神国際港湾株式会社
事業概要

港湾局

目 次

	頁
I 設立趣旨	1
II 概要	
1 社名	2
2 本社所在地	2
3 設立年月日	2
4 資本金及び資本準備金	2
5 株主	2
6 機構	3
7 社員数	4
8 役員	4
III 定款	5
IV 平成 30 年度事業報告	
1 事業実績の概要	14
2 設備投資の状況	17
3 損益計算書・貸借対照表	18
(参考) 損益明細書	20
V 令和元年度事業計画	
1 事業運営の基本方針	21
2 事業計画	22
3 予定損益計算書・予定貸借対照表	27
(参考) 予定損益明細書	29
VI 主要事業の推移 (平成 28 年～30 年)	
1 阪神港コンテナ個数	30
2 阪神港取扱貨物量	31
3 阪神港内航フェリー埠頭利用実績	32
(参考) 財務状況推移	33
(参考) 埠頭位置図	34

I 設立趣旨

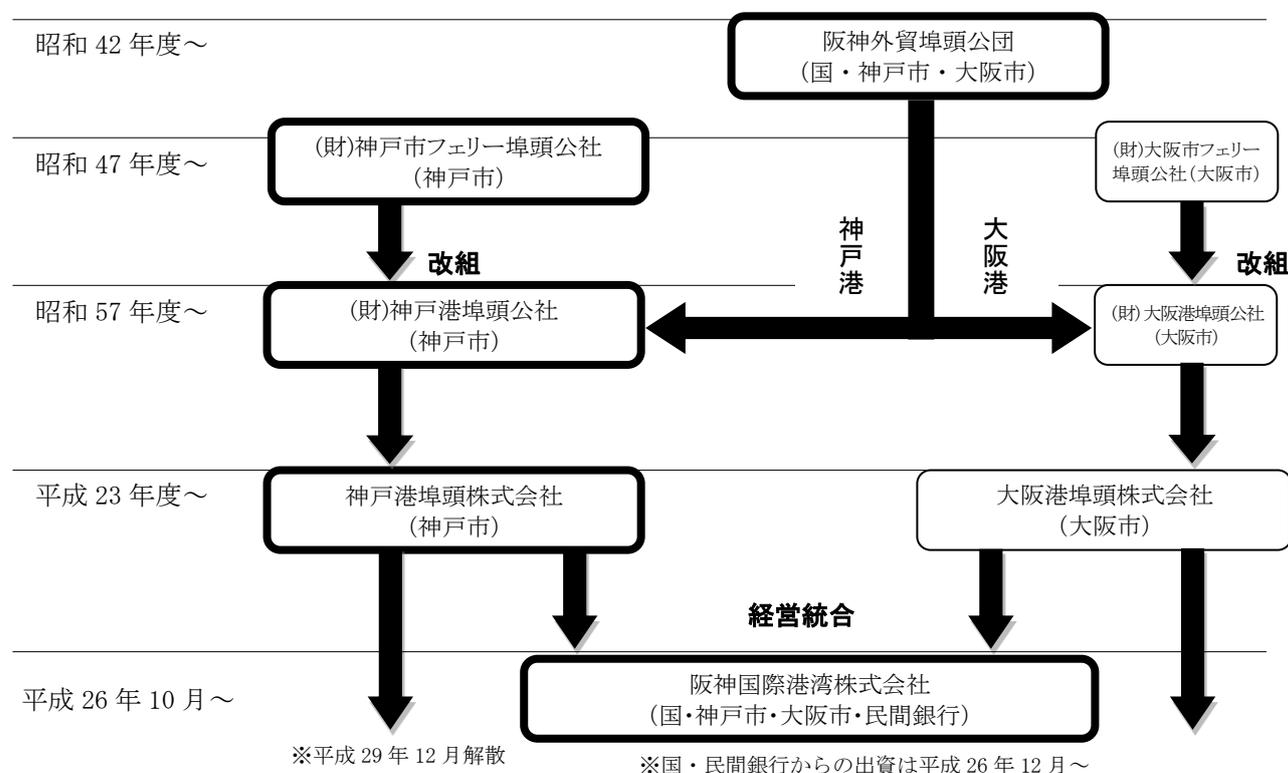
当社は、国の国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、阪神港の国際競争力の強化に向け、民の視点による効率的かつ一体的な港湾運営をさらに推進するために、平成 26 年 10 月 1 日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社として業務を開始した。

その後、同年 11 月に港湾法で定める本則の港湾運営会社の指定を受け、同年 12 月には国及び民間からの出資を受け入れ、日本初の「特定港湾運営会社」となった。

アジア諸港との港湾間競争の激化、さらにはメガキャリアによるコンテナ船の大型化や共同配船等による国際基幹航路の再編など取り巻く環境が急速に変化するなか、阪神港が今後も日本のハブポートとしてその役割を最大限発揮していくことこそが、西日本経済の発展、ひいては市民生活の向上には不可欠である。

そのために、当社は、阪神港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の管理運営を通じて、阪神港の物流機能の強化に努めるとともに、国や港湾管理者、阪神港に関わる物流事業者の方々との連携のもと、取扱貨物量の増加に向けた取り組みを効果的に展開していく。

【沿革】



() 内は出資（出捐）者

Ⅱ 概 要

1 社 名

阪神国際港湾株式会社

(英文) Kobe-Osaka International Port Corporation

2 本社所在地

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

3 設立年月日

平成26年10月1日

4 資本金及び資本準備金

資本金 7億3,000万円

資本準備金 7億3,000万円

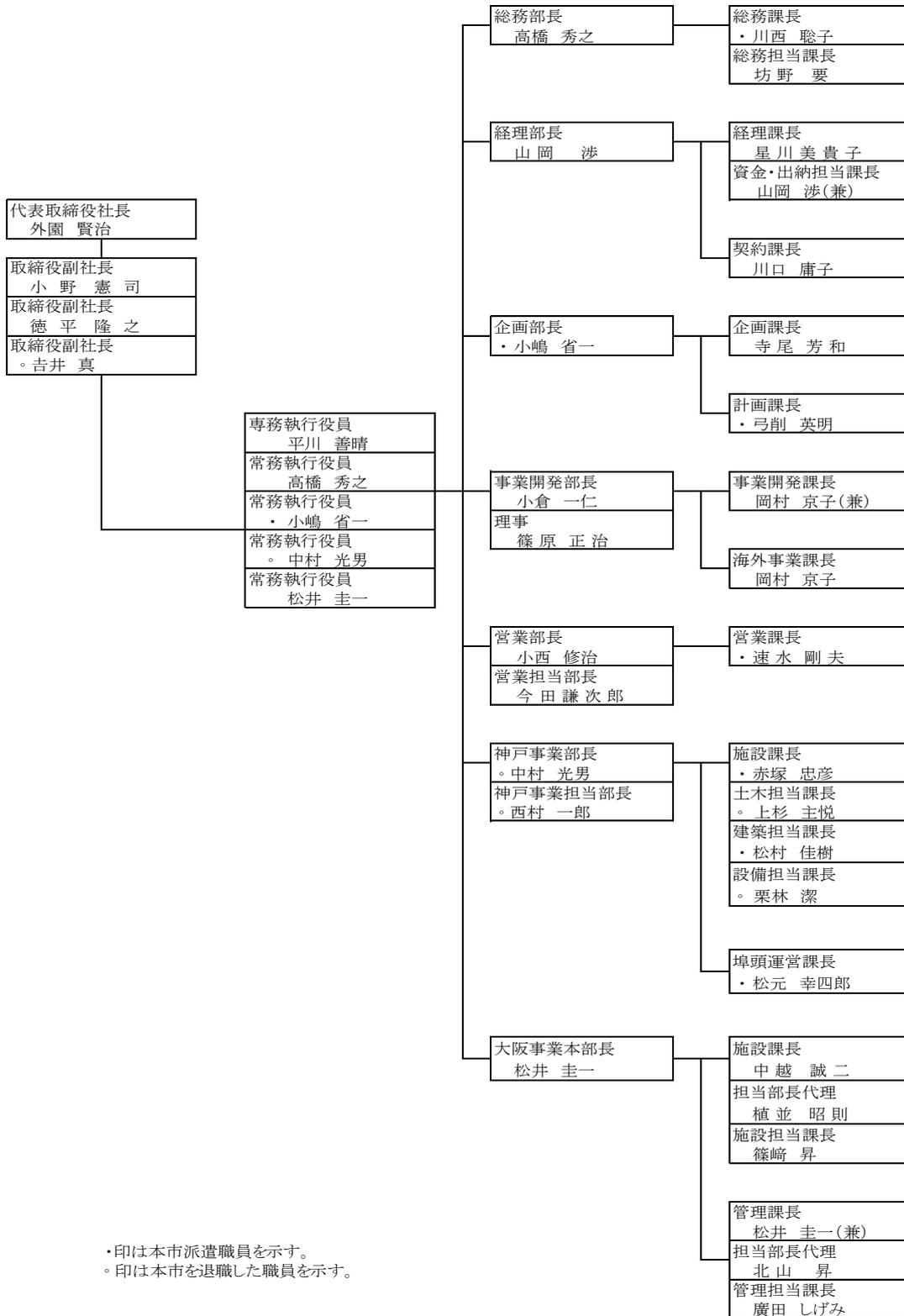
5 株 主

財務大臣	10,000株
神戸市	9,000株
大阪市	9,000株
株式会社三井住友銀行	800株
株式会社みずほ銀行	200株
株式会社三菱UFJ銀行	200株

6 機 構

阪神国際港湾株式会社 組織図

(令和元年7月1日現在)



7 社員数

(令和元年7月1日現在)

部 名	課 名	執行役員	部 長	課 長	課長代理 参 事	係 長	係 員	合 計
総 務 部	総務課	1	0	2 (1)	1	1	3	8 (1)
経 理 部	経理課		1	1	0	1	5	8
	契約課		1	0	1	1	0	2
企 画 部	企画課	2 (1)	0	1	1 (1)	1	0	5 (2)
	計画課			1 (1)	2 (2)	0	1	4 (3)
事 業 開 発 部	事業開発課	0	2	0	0	1	0	3
	海外事業課			1	1 (1)	0	0	2 (1)
営 業 部	営業課	0	2	1 (1)	1 (1)	2	3	9 (2)
神 戸 事 業 部	施設課	1	1	4 (2)	3 (2)	2	7	18 (4)
	埠頭運営課			1 (1)	1	1	2	5 (1)
大 阪 事 業 本 部	施設課	1	0	3	1	5	6	16
	管理課			2	1	1	5	9
合 計		5 (1)	6	18 (6)	12 (7)	16	32	89 (14)

注1.()内は本市派遣職員数を内数で示す。

注2. 役員は含まない。

8 役員

(令和元年7月1日現在)

役 職	氏 名	備 考	
代表取締役社長	外 園 賢 治	(一財)みなと総合研究財団 理事	
取締役副社長	小 野 憲 司		
取締役副社長	徳 平 隆 之		
取締役副社長	吉 井 真		
取 締 役	田 中 利 光		大阪市港湾局長
取 締 役	辻 英 之		神戸市港湾局長
取 締 役	鈴 江 孝 裕		鈴江コーポレーション(株) 代表取締役会長
取 締 役	原 田 浩 起		日本郵船(株) 取締役・専務経営委員
監 査 役	黒 田 勝 彦		
監 査 役	森 脇 肇		

Ⅲ 定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、阪神国際港湾株式会社と称する。英文では **Kobe-Osaka International Port Corporation** と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当社は、本店を神戸市に置く。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を営む。

1. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
2. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するために必要な施設の建設、賃貸及び管理運営
3. コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
4. 港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営
5. 港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業の実施
6. 港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査・研究等
7. 海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査
8. 前各号の事業に附帯する事業
9. 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告する。

(株主割当てによる募集株式の発行)

第11条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式の譲渡承認手続き、株主名簿への記載又は記録、株主のなすべき届出その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集することができる。

(株主総会の招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会の招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前（書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前）までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。

(株主総会の決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に

備え置く。

(株主総会の決議の省略)

第19条 当社は、取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

2 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長を選定し、必要に応じて、会長その他の役付取締役を定めることができる。

3 社長は、当社を代表する。

4 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第24条 社長は、当社の業務を統轄し、他の取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役（以下「非業務執行取締役」という。）との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

第5章 取締役会

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第30条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることが

できる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第32条 取締役会における議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第33条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会の定める取締役会規則による。

第6章 監査役

(監査役の員数)

第34条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第37条 監査役は、監査役の互選によって常勤監査役を定めることができる。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第7章 会計監査人

(会計監査人の員数)

第41条 当社の会計監査人は、2名以内とする。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役の同意を得て決定する。

第8章 計算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第47条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して、剰余金の配当を行うことができる。

- 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第48条 配当金はその支払提供の日から満3年を超過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の未払配当金には利息を付けない。

第9章 法令の準拠

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

附則

(設立の際に発行する株式の数)

第1条 当社の設立時発行株式の数は18,000株、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(最初の事業年度)

第2条 当社の最初の事業年度は、第46条の規定に関わらず、当社成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人)

第3条 当社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

取締役	犬伏 泰夫
取締役	川端 芳文
取締役	寺本 良平
取締役	中村 光男
取締役(社外取締役)	徳平 隆之
取締役(社外取締役)	吉井 真
監査役(社外監査役)	黒田 勝彦
監査役(社外監査役)	森脇 肇
会計監査人	新日本有限責任監査法人

(設立時代表取締役)

第4条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役	犬伏 泰夫
設立時代表取締役	川端 芳文

上記定款は、大阪市住之江区南港北二丁目1番10号大阪港埠頭株式会社及び神戸市中央区浜辺通五丁目1番14号神戸港埠頭株式会社を共同新設分割して当社を設立するにつき作成したものであって、会社分割が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

IV 平成30年度事業報告

1 事業実績の概要

国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、民の視点による効率的な港湾運営を推進するため、平成26年10月1日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社を設立した。

港湾運営会社として阪神港を一元的に運営することで、トータルコストの削減など効率化を図るとともに、阪神港利用者のサービス向上に取り組んでいる。また、国及び港湾管理者との協働体制のもと、集貨、創貨及び競争力強化を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策の一翼を担う組織として、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めている。

(1) 国際コンテナ戦略港湾政策の推進

ア 集貨

集貨については、国の国際戦略港湾競争力強化対策事業を活用し、瀬戸内・九州方面を中心とする西日本諸港から東アジア主要港に流れている貨物を奪還する広域集貨促進事業や新規基幹航路誘致事業を国及び神戸市・大阪市の両港湾管理者と連携し実施した。

ポートセールスについては、国内では昨年度と同様、地方港における貨物の取り扱い状況について各地方整備局と情報交換を重ね、協議を行った。加えて、定期コンテナ船社のマーケティング総括部門やオペレーション部門への営業活動に力を入れて取り組んできた。

また、コンテナラウンドユースによるコンテナ取り回しの改善を通じ、広域集貨を図るため、「阪神インランドコンテナデポ滋賀みなくち」を運営し、滋賀県内や北陸・中京地区の貨物を阪神港へ転換すべく、荷主のマッチング等について営業活動に取り組んだ。

さらに、東南アジアを重点的なターゲットとしてトランシップを含む集貨に取り組むアジア広域集貨プロジェクトチームの一員として、神戸港で海上コンテナ輸送とJR貨物輸送を接続し安定性の高い物流とするなど、神戸港を活用した物流改善の提案やそのトライアルの促進に取り組んだ。

(財源内訳)

(単位:千円)

国 (補助金)	港湾管理者 (負担金)	自主財源	計
1,002,402	516,878	870,068	2,389,348

イ 創貨

創貨については、大阪港から食の輸出促進を図るために、昨年引き続き「大阪港 食輸出セミナー&商談会」を実施するとともに、国内の展示会（「第2回 日本の食品 輸出 EXPO」）に出展した。

ウ 競争力強化

競争力強化については、船舶の大型化に対応した高規格ガントリークレーンの整備を進めるとともに、既存ガントリークレーンの計画的な更新を進めてきた。また、荷役の効率化やターミナルの蔵置能力の増加を図るため、ヤード改良を実施するほか、連続バースの一体的な運営を推進してきた。

ガントリークレーンの整備については、神戸地区において、国の直轄事業として実施される岸壁の耐震化、大水深化に併せて、22列対応で免震装置を備えた高規格ガントリークレーンの整備を進めており、PC15～17において、2基の高規格ガントリークレーンの整備を行った（平成30年度完成）。大阪地区では、C8において、1基のガントリークレーンの整備を行った（平成30年度完成）。またC3で2基、C9で1基のガントリークレーンの整備を進めている（令和元年度完成予定1基、令和2年度完成予定2基）。

ヤード改良については、神戸地区のRC4～5において、一部レイアウトの改良による蔵置場所拡張を進めており令和元年度に完了する予定となっている。

連続バースの一体的な運営については、神戸地区では平成28年7月よりPC15～17までの3バースを一体的に運営している。大阪地区では平成29年2月よりC10～12延伸部まで、連続1,350mの西日本最長の大水深コンテナターミナルを一体的に運営している。

これら「集貨」「創貨」「競争力強化」の取り組みを確実に推し進めることにより、阪神港における国際フィーダーの便数は平成31年3月時点で95便/週と前年と比べ若干減少したものの、国際フィーダー船の大型化が進んだこともあり瀬戸内・九州方面からの集貨が更に進み、平成30年の阪神港の取扱貨物量の推計値は約535万TEUと前年に比べ2.0%（約10万TEU）増加した。特に神戸港においては、取扱貨物量が294万TEUと過去最多を更新した。

(2) フェリー埠頭の活性化

フェリー埠頭の活性化については、大阪地区において、フェリー各社の船舶大型化計画に合わせ、利用者の利便性向上を図るため、フェリーターミナルの整備や再編を進めてきた。

具体的には、港湾管理者等との協働により、大阪南港コスモフェリーターミナル（さんふらわあターミナル（大阪））において、R3～4バースの整備が完了し、平成29年1月より営業を開始し、平成30年5月及び9月には新造船が入港した。また、大阪南港フェリーターミナル第2棧橋（F3バース）において進めていた岸壁延伸工事は平成30年12月に完了し、新造船が入港した。

(3) 埠頭施設の運営管理

阪神港の一元的運営については、国及び両港湾管理者、大阪港の埠頭会社の施設を借り受け、効率的・機動的な運営を行うことにより、阪神港利用者のサービス向上に取り組んできた。

神戸地区では、ポートアイランドにおいて、コンテナ埠頭9バース、ライナー埠頭15バース、六甲アイランドにおいて、コンテナ埠頭7バース、フェリー埠頭3バースの管理運営を行った。

大阪地区では、咲洲において、コンテナ埠頭6バース、国際フェリー埠頭2バース、ライナー埠頭7バース、内航フェリー埠頭9バース及び大阪港総合流通センターなどを、また夢洲において、コンテナ埠頭3バース及び付帯施設の管理運営を実施した。

当社施設と埠頭会社等から借り受けた施設の維持修繕を当社が一元的に実施することにより、トータルコストの削減を図るとともに、機動的に借受者の要望に対応してきた。また、コンテナターミナルのゲート前混雑緩和を図る渋滞対策事業については、両港湾管理者と連携し実施した。

平成30年台風21号などの自然災害により、当社管理施設も甚大な被害を受けたが、国・港湾管理者・埠頭会社との連携のもと早期復旧に努め、港湾機能は回復した。今後も再度災害防止の観点に立った対策を国・港湾管理者等と取り組んでいく。

(4) 海外港湾の運営への参画

「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」の施行を受け、平成30年8月、調査部に海外事業課を設置した。また、カンボジア王国のシハヌークビル港の運営に参画することとし、平成30年12月同港を運営するシハヌークビル港湾公社の株式の一部（議決権株式の2.5%）を取得した。

2 設備投資の状況

当事業年度の主な設備投資の状況は、下記のとおりである。

(単位:百万円, 税込)

	地区名	内 容	実施額
貸付金事業	ポートアイランド	荷役機械整備	3,155
	六甲アイランド	ヤード改修 等	
	咲洲	荷役機械整備 等	
その他事業	ポートアイランド	荷役機械改修 等	330
	六甲アイランド	荷役機械改修 等	
合 計			3,485

3 損益計算書・貸借対照表

(1) 損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで, 単位:円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	10,089,603,161	営業収益	12,508,472,581
業務管理費	7,095,480,426	埠頭営業収入	12,109,071,153
維持修繕費	1,215,941,044	営業雑収入	399,401,428
減価償却費	1,694,066,793		
租税公課	84,010,874	営業外収益	55,178,628
その他	104,024	受取利息	115,953
		有価証券利息	516,328
販売費及び一般管理費	1,650,629,575	業務受託収入	46,734,025
		その他	7,812,322
営業外費用	34,693,352		
支払利息	33,311,709	特別利益	557,165,030
その他	1,381,643	受取保険金	557,165,030
特別損失	526,954,400		
災害損失	130,376,400		
災害損失引当金繰入額	396,578,000		
合 計	12,301,880,488	合 計	13,120,816,239
		税引前当期純利益	818,935,751
		法人税, 住民税及び事業税	588,988,348
		法人税等調整額	△ 336,499,992
		当期純利益	566,447,395
		前期繰越利益剰余金	2,287,751,572
		繰越利益剰余金	2,854,198,967

※神戸市からの収入

(1) 補助金 一 千円

(2) 受託料 674,059千円

(2) 貸借対照表

(平成31年3月31日現在, 単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,807,152,295	(負 債 の 部)	29,229,144,833
現金及び預金	8,398,155,381	流 動 負 債	5,225,982,214
営業未収金	269,622,890	営業未払金	3,195,539,861
有価証券	2,000,000,000	1年内返済長期借入金	888,051,895
貯蔵品	1,766,880	リース債務	3,421,440
未収入金	2,383,426,386	未払金	208,112,343
前払費用	37,232,291	未払費用	7,692,614
未収消費税等	258,667,652	未払法人税等	370,935,900
その他	474,323,376	前受収益	13,592,437
貸倒引当金	△ 16,042,561	賞与引当金	46,578,406
		災害損失引当金	396,578,000
		その他	95,479,318
固 定 資 産	19,897,601,285	固 定 負 債	24,003,162,619
有形固定資産	17,564,269,247	長期借入金	19,661,208,086
建物	1,091,533,000	リース債務	5,132,160
構築物	2,256,336,194	長期預り敷金保証金	4,209,081,951
機械及び装置	12,233,733,282	退職給付引当金	127,740,422
工具、器具及び備品	186,939,822	(純 資 産 の 部)	4,475,608,747
リース資産	9,892,141	株 主 資 本	4,314,198,967
建設仮勘定	1,785,834,808	資本金	730,000,000
無形固定資産	63,050,962	資本剰余金	730,000,000
ソフトウェア	23,583,169	資本準備金	730,000,000
施設利用権	39,467,793	利益剰余金	2,854,198,967
投資その他の資産	2,270,281,076	その他利益剰余金	2,854,198,967
投資有価証券	784,422,750	繰越利益剰余金	2,854,198,967
差入敷金保証金	999,097,506	評価・換算差額等	161,409,780
長期前払費用	11,649,161	その他有価証券評価差額金	161,409,780
繰延税金資産	475,111,659		
その他	59,908,771		
貸倒引当金	△ 59,908,771		
合 計	33,704,753,580	合 計	33,704,753,580

(参考) 損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位:円)

区 分	合 計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その 他
営 業 収 入	12,508,472,581	12,109,071,153	389,211,758	—	10,189,670
埠頭営業収入	12,109,071,153	12,109,071,153	—	—	—
営業雑収入	399,401,428	—	389,211,758	—	10,189,670
受 取 利 息	115,953	—	—	—	115,953
有 価 証 券 利 息	516,328	—	—	—	516,328
業 務 受 託 収 入	46,734,025	—	46,734,025	—	—
そ の 他	7,812,322	—	—	—	7,812,322
受 取 保 険 金	557,165,030	—	—	—	557,165,030
合 計	13,120,816,239	12,109,071,153	435,945,783	—	575,799,303

(2) 支出内訳表

(単位:円)

区 分	合 計	内 訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その 他
営 業 支 出	11,740,232,736	881,084,138	9,017,338,308	1,714,689,477	127,120,813
業務管理費	7,095,480,426	432,617,257	6,662,863,169	—	—
維持修繕費	1,215,941,044	—	1,215,941,044	—	—
減価償却費	1,694,066,793	—	—	1,694,066,793	—
租 税 公 課	84,010,874	—	—	—	84,010,874
そ の 他	104,024	—	104,024	—	—
販売費及び 一般管理費	1,650,629,575	448,466,881	1,138,430,071	20,622,684	43,109,939
支 払 利 息	33,311,709	—	—	—	33,311,709
そ の 他	1,381,643	—	—	—	1,381,643
災害損失	130,376,400	—	130,376,400	—	—
災害損失引当金繰入額	396,578,000	—	396,578,000	—	—
合 計	12,301,880,488	881,084,138	9,544,292,708	1,714,689,477	161,814,165

以上により、営業収入として125億847万円、営業支出として117億4,023万円を計上した結果、収支差は7億6,824万円となった。

V 令和元年度事業計画

1 事業運営の基本方針

阪神港の港湾運営会社として、神戸港、大阪港それぞれの海運・港湾を取り巻く環境の変化を的確につかみ、集貨、創貨及び競争力強化を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策を一体的に進めていく。また、中期経営計画の実現に向け、阪神港の国際競争力の強化に向けた取り組みを進め、西日本経済の発展と市民生活の向上に貢献していく。

(1) 国際競争力の強化

ア 集貨施策の推進

グローバルな港湾間競争がこれまで以上に激化しており、阪神港を取り巻く情勢は予断を許さない状況にある。西日本の拠点港として、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等、多方面・多頻度の直行サービスを充実させるため、国や港湾管理者等と連携するとともに、国際戦略港湾競争力強化対策事業を最大限活用し、神戸港、大阪港それぞれの利用者ニーズに沿った集貨施策に取り組んでいく。

【国際戦略港湾競争力強化対策事業を活用した事業メニュー】

アジア広域ハブ機能強化事業（内航フィーダー利用促進事業、積替機能強化事業、外航フィーダー利用促進事業、基幹航路接続航路誘致事業）、基幹航路強化事業（新規航路誘致事業、航路サービス拡充促進事業）等

(財源内訳)

(単位:千円)

国 (補助金)	港湾管理者 (負担金)	自主財源	計
400,000	715,000	715,000	1,830,000

イ ターミナルの高規格化、効率化の推進

ターミナルオペレーターのニーズに対応したガントリークレーンの整備やレイアウトの改良による蔵置場所の拡張など物流機能を強化していく。

(2) フェリー埠頭の活性化

船舶大型化に対応したターミナルの提供などフェリー埠頭の活性化を図っていく。

(3) 埠頭施設の運営管理

コンテナ、ライナー、フェリーの各埠頭施設において、利用者ニーズに的確に対応した施設整備・更新を計画的に進め、安全かつ利便性の高い埠頭施設を提供していく。ターミナル効率化の取り組みとして、ICTを活用したコンテナターミナルの渋滞対策について、国、港湾管理者とともにシステムの導入に向けて調査、検討していく。

(4) 経営基盤の強化

ターミナルの高規格化・効率化の推進によって、取得資産の減価償却費並びに施設の老朽化に伴う撤去費や維持修繕費の増加が見込まれている。これらコストの増加に対応するため、ライフサイクルコストの抑制などにより、一層の業務コスト合理化に努め、安定した収益の確保に向けた取り組みを進めていく。

(5) 海外港湾の運営等

阪神港の港湾運営会社として培ってきた経験・技術を活用し、平成30年に資本参加したカンボジア王国シハヌークビル港の運営等に協力していく。また、海外港湾の情報収集や海外業務を担う人材の育成等を図っていく。

2 事業計画

(1) 管理運営計画

令和元年度のコンテナ埠頭、ライナー埠頭及びフェリー埠頭に係る管理運営計画は、次のとおりである。

〈ポートアイランド コンテナ船埠頭〉

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
PC-13	(株)上組 (株)住友倉庫	H14.7.1	116,930㎡	-15m 350m
PC-14	(株)日新	H8.4.15	123,380㎡	-15m 350m
PC-15	(株)商船三井、(株)住友倉庫、山九(株) ニッケル・エンド・ライオンズ(株)	H8.4.15	129,470㎡	-15m 350m -16m 350m
PC-16		H10.4.1	122,500㎡	-16m 350m
PC-17		H10.4.1	122,500㎡	-16m 350m
PC-17南	井本商運(株)、商船港運(株)	H24.12.28 [※]	7,000㎡	-16m 100m
PC-18	(株)上組	H15.4.16	167,240㎡	-16m 400m -15m 350m
PI-I	(株)上組	H24.12.28 [※]	16,390㎡	-12m 240m
PI-J		H24.12.28 [※]	21,600㎡	-12m 240m

※直貸開始日

<六甲アイランド コンテナ船埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
RC-2	三井倉庫(株)	S60.1.21	132,300㎡	-13m 350m
RC-4	川崎汽船(株) 三菱倉庫(株)	S63.5.1 (S63.1.11)	259,700㎡	-14m 700m
RC-5		S63.5.1	129,850㎡	-14m 350m
RC-6	日本郵船(株)	H6.4.1	151,600㎡	-16m 400m
RC-7		H6.4.1	141,640㎡	-16m 400m
RS-B	井本商運(株), (株)ユニエツクス	H24.12.28**	36,270㎡	-7.5m 130m
RS-C		H24.12.28**	36,270㎡	-7.5m 130m

※直貸開始日

<ポートアイランド 一般外航貨物定期船埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
PL-1	(株)上組	S48.3.21	18,000㎡	-10m 200m
PL-2	日本通運(株)	S48.3.21	18,000㎡	-10m 200m
PL-3	渋澤倉庫(株)	S48.3.21	20,859㎡	-10m 200m
PL-4	(株)上組	S49.9.1	17,552㎡	-10m 200m
PL-5	(株)辰巳商會	S49.2.21	18,000㎡	-10m 200m
PL-6	(株)住友倉庫	S49.2.21	18,000㎡	-10m 200m
PL-7	(株)大森廻漕店	S51.2.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-8	(株)日新	S51.2.1	18,200㎡	-10m 200m
PL-9	大洋運輸(株)	S51.4.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-10	(株)神和	S51.11.1	22,300㎡	-10m 200m
PL-11	(株)日新	S51.3.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-12	ニッケル・エンド・ライオンズ(株)	S50.9.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-13	(株)日新	S50.2.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-14	山九(株)	S50.2.1	18,000㎡	-10m 200m
PL-15	トレーディア(株)	S50.2.1	18,340㎡	-10m 200m

<六甲アイランド フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
RF-1	(株)フェリーさんふらわあ	S55.7.1	17,390㎡	-7.5m 193m
RF-2	阪九フェリー(株)	S63.3.5	24,920㎡	-9.0m 266m
RF-3	四国開発フェリー(株)	H5.1.1	22,690㎡	-8.5m 238m

<夢洲・南港 コンテナ船埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
C-1	(株)辰巳商会	S44.8.31	104,152㎡	-13.5m 350m
C-2	(株)商船三井	S44.12.21	105,044㎡	-13.5m 350m
C-3	(株)辰巳商会	S48.3.1	104,610㎡	-13.5m 350m
C-4	(株)辰巳商会	S49.8.21	119,999㎡	-13.5m 350m
C-8	川崎汽船(株) (株)上組	H3.3.1	126,062㎡	-14m 350m
C-9	三菱倉庫(株) 三井倉庫港運(株)	H25.4.1 [※]	129,959㎡	-13m 350m
C-10	夢洲コンテナターミナル(株)	H15.10.1	165,800㎡	-15m 350m
C-11	エバーグリーンライン 夢洲コンテナターミナル(株)	H14.9.1	175,000㎡	-15m 350m
C-12	夢洲コンテナターミナル(株)	H25.10.1 [※]	214,176㎡	-16m 650m

※直貸開始日

<南港 一般外航貨物定期船埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
L-1	鴻池運輸(株) (株)住友倉庫	S51.4.1	18,000㎡	-10m 200m
L-2	(株)日新	S51.4.1	18,000㎡	-10m 200m
L-3	(株)上組	S51.4.1	18,000㎡	-10m 200m
L-4※	(株)辰巳商会	S51.4.10	—	-10m 250m
L-5	山九(株)	S51.11.1	18,955㎡	-10m 250m
L-6	澁澤倉庫(株) 三菱倉庫(株)	S51.11.1	18,501㎡	-10m 230m
L-7	日本通運(株) 藤原運輸(株) 日鉄日新海運(株)	S52.4.1	18,505㎡	-10m 230m

※岸壁のみ管理運営

<南港 国際フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
KF-1	上海フェリー(株), 日中国際フェリー(株), (株)サンスターライン, (株)上組, 日本通運(株)	H25.4.1※	29,390㎡	-10m 225m
KF-2				-10m 225m

※直貸開始日

<南港 フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	供用開始 年 月 日	バース 総面積	岸壁 水深・延長
F-1	(株)名門大洋フェリー	S48.4	68,663㎡	-7.5m 200m
F-2	—	S48.4		-6.0m 130m
F-3	四国開発フェリー(株)	S48.4		-7.5m 220m
F-4	(株)名門大洋フェリー	S48.4		-7.5m 200m
F-5	—	S48.12		-7.5m 165m
F-6	—	S49.4		-6.0m 130m
R-3	(株)フェリーさんふらわあ	H29.1	44,125㎡	-12.0m 166m
R-4				-10.0m 169m
R-5		H20.7	26,770㎡	-10.0m 185m

(2) 建設計画

令和元年度のコンテナ埠頭及びフェリー埠頭に係る建設計画は、次のとおりである。

(単位:百万円, 税込)

	地区名	内 容	実施額
貸付金事業	ポートアイランド	荷役機械整備・改修	3,075
	六甲アイランド	荷役機械改修 等	
	咲洲	荷役機械整備 等	
その他事業	ポートアイランド	係留装置整備 等	852
	六甲アイランド	受変電施設改修 等	
	咲洲	荷役機械整備 等	
	夢洲	荷役機械整備	
合 計			3,927

3 予定損益計算書・予定貸借対照表

(1) 予定損益計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで, 単位:千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	12,060,871	営業収益	13,997,815
業務管理費	8,391,474	埠頭営業収入	12,463,556
維持修繕費	1,560,801	営業雑収入	1,534,259
減価償却費	1,998,290		
租税公課	109,906	営業外収益	71,039
その他	400	受取利息	58
		有価証券利息	618
販売費及び一般管理費	1,598,016	受取配当金	15,117
		業務受託収入	32,497
営業外費用	35,590	その他	22,749
支払利息	35,590		
合 計	13,694,477	合 計	14,068,854
		税引前当期純利益	374,377
		法人税, 住民税及び事業税	114,484
		当期純利益	259,893
		前期繰越利益剰余金	2,854,198
		繰越利益剰余金	3,114,091

※神戸市からの収入

- (1) 補助金 一 千円
(2) 受託料 1,527,517千円

(2) 予定貸借対照表

(令和2年3月31日現在, 単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,468,749	(負 債 の 部)	30,203,764
現金及び預金	8,556,515	流 動 負 債	4,197,961
営業未収金	1,222,877	営業未払金	2,786,449
有価証券	2,000,000	1年内返済長期借入金	1,086,230
貯蔵品	1,766	リース債務	3,421
未収入金	1,473,606	未払金	208,112
前払費用	37,232	未払費用	7,692
未収法人税等	176,627	前受収益	13,592
その他	3,917	賞与引当金	46,578
貸倒引当金	△ 3,791	その他	45,887
固 定 資 産	21,470,516	固 定 負 債	26,005,803
有形固定資産	19,139,075	長期借入金	21,649,978
建物	1,321,325	リース債務	1,711
構築物	3,156,354	長期預り敷金保証金	4,209,081
機械及び装置	13,199,793	退職給付引当金	145,033
工具、器具及び備品	263,003		
リース資産	5,799		
建設仮勘定	1,192,801		
無形固定資産	61,162	(純 資 産 の 部)	4,735,501
ソフトウェア	26,207	株 主 資 本	4,574,091
施設利用権	34,955	資本金	730,000
投資その他の資産	2,270,279	資本剰余金	730,000
投資有価証券	784,422	資本準備金	730,000
差入敷金保証金	999,097	利益剰余金	3,114,091
長期前払費用	11,649	その他利益剰余金	3,114,091
繰延税金資産	475,111	繰越利益剰余金	3,114,091
その他	59,908	評価・換算差額等	161,410
貸倒引当金	△ 59,908	その他有価証券評価差額金	161,410
合 計	34,939,265	合 計	34,939,265

(参考) 予定損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位:千円)

区 分	合 計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他
営 業 収 入	13,997,815	12,463,556	1,527,517	—	6,742
埠頭営業収入	12,463,556	12,463,556	—	—	—
営業雑収入	1,534,259	—	1,527,517	—	6,742
受 取 利 息	58	—	—	—	58
有 価 証 券 利 息	618	—	—	—	618
受 取 配 当 金	15,117	—	—	—	15,117
業 務 受 託 収 入	32,497	—	32,497	—	—
そ の 他	22,749	—	—	—	22,749
合 計	14,068,854	12,463,556	1,560,014	—	45,284

(2) 支出内訳表

(単位:千円)

区 分	合 計	内 訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その他
営 業 支 出	13,658,887	925,246	10,586,380	2,012,578	134,683
業務管理費	8,391,474	445,371	7,946,103	—	—
維持修繕費	1,560,801	—	1,560,801	—	—
減価償却費	1,998,290	—	—	1,998,290	—
租 税 公 課	109,906	—	—	—	109,906
そ の 他	400	—	400	—	—
販売費及び 一般管理費	1,598,016	479,875	1,079,076	14,288	24,777
支 払 利 息	35,590	—	—	—	35,590
合 計	13,694,477	925,246	10,586,380	2,012,578	170,273

以上により、営業収入として139億9,782万円、営業支出として136億5,889万円を計上した結果、収支差は3億389万円となった。

VI 主要事業の推移（平成28年～30年）

1 阪神港コンテナ個数

（単位：千TEU）

			平成28年	平成29年	平成30年
神戸港	外国貿易	輸出	1,150	1,185	1,203
		輸入	991	1,034	1,017
		計	2,141	2,219	2,220
	内国貿易	移出	280	309	299
		移入	380	396	425
		計	661	705	724
計		2,801	2,924	2,944	
大阪港	外国貿易	輸出	889	940	946
		輸入	1,063	1,112	1,150
		計	1,952	2,052	2,096
	内国貿易	移出	185	185	226
		移入	79	88	91
		計	264	273	317
計		2,216	2,325	2,413	
阪神港 合計			5,017	5,249	5,357

（注1）単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

（注2）大阪港外内国貿易平成30年の数値は速報値である。

2 阪神港取扱貨物量

(単位:千トン)

			平成28年	平成29年	平成30年
神戸港	外国貿易	輸出	23,307	24,069	23,708
		輸入	28,419	28,648	28,453
		計	51,726	52,718	52,161
	内国貿易	移出	18,998	19,622	18,043
		移入	27,590	27,521	25,282
		計	46,588	47,143	43,325
計		98,314	99,861	95,486	
大阪港	外国貿易※	輸出	9,363	9,616	9,626
		輸入	24,749	25,244	36,325
		計	34,112	34,861	45,951
	内国貿易※	移出	21,222	21,752	21,160
		移入	26,870	27,810	26,681
		計	48,092	49,562	47,841
計		82,204	84,423	93,792	
阪神港 合計			180,518	184,284	189,278

(注1) 単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

(注2) 大阪港外内国貿易平成30年の数値は速報値である。

※内国貿易のうち、フェリー貨物分

(単位:千トン)

			平成28年	平成29年	平成30年
神戸港	内国貿易 (フェリー貨物)	移出	12,592	13,002	12,994
		移入	15,189	16,016	15,166
		計	27,780	29,018	28,160
大阪港	内国貿易 (フェリー貨物)	移出	14,921	15,588	14,997
		移入	16,367	16,830	16,212
		計	31,288	32,419	31,209
阪神港 合計			59,068	61,437	59,369

(注1) 単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

(注2) 大阪港平成30年の数値は速報値である。

3 阪神港内航フェリー一埠頭利用実績

		平成28年	平成29年	平成30年
神戸港	入港隻数(隻)	2,733	2,669	2,635
大阪港	入港隻数(隻)	1,880	1,858	1,769
阪神港合計		4,613	4,527	4,404
		平成28年	平成29年	平成30年
神戸港	旅客(人)	859,531	842,336	816,642
大阪港	旅客(人)	941,758	1,021,530	1,020,984
阪神港合計		1,801,289	1,863,866	1,837,626
		平成28年	平成29年	平成30年
神戸港	車両(台)	564,832	576,994	580,892
大阪港	車両(台)	563,225	587,921	573,041
阪神港合計		1,128,057	1,164,915	1,153,933

(注) 大阪港平成30年の数値は速報値である。

(参考) 財務状況推移

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	29 → 30増減
損益計算書 (P/L)	営業利益	611,328	1,107,756	768,240	△ 339,516
	営業収益	12,584,815	12,377,113	12,508,473	131,360
	営業費用	11,973,487	11,269,357	11,740,233	470,876
	うち販売費及び一般管理費	1,960,395	1,524,212	1,650,630	126,418
	うち人件費	884,653	893,877	881,084	△ 12,793
	うち減価償却費	944,687	1,278,752	1,714,689	435,937
	営業外利益	27,708	94,104	20,486	△ 73,618
	営業外収益	65,808	126,768	55,179	△ 71,589
	営業外費用	38,100	32,664	34,693	2,029
	うち支払利息	32,250	32,664	33,312	648
	経常利益	639,036	1,201,860	788,726	△ 413,134
	特別利益	0	0	30,210	30,210
	特別利益	0	0	557,165	557,165
	特別損失	0	0	526,955	526,955
	法人税等	191,428	395,024	252,489	△ 142,535
当期純利益	447,608	806,836	566,447	△ 240,389	
前期繰越利益剰余金	1,033,308	1,480,916	2,287,752	806,836	
繰越利益剰余金	1,480,916	2,287,752	2,854,199	566,447	
貸借対照表 (B/S)	資産合計	26,666,192	30,945,436	33,704,754	2,759,318
	流動資産	12,483,083	13,645,810	13,807,153	161,343
	固定資産	14,183,109	17,299,626	19,897,601	2,597,975
	うち建物	179,780	1,081,401	1,091,533	10,132
	負債合計	23,725,276	27,197,684	29,229,145	2,031,461
	流動負債	4,434,075	5,315,955	5,225,982	△ 89,973
	うち短期借入金	314,044	551,127	888,052	336,925
	固定負債	19,291,201	21,881,729	24,003,163	2,121,434
	うち長期借入金	14,730,387	17,394,260	19,661,208	2,266,948
	純資産合計	2,940,916	3,747,752	4,475,609	727,857
	株主資本	2,940,916	3,747,752	4,314,199	566,447
資本金	730,000	730,000	730,000	0	
資本剰余金	730,000	730,000	730,000	0	
利益剰余金	1,480,916	2,287,752	2,854,199	566,447	
評価換算差額等	0	0	161,410	161,410	

(参考) 埠頭位置図

■凡例 Legend

- コンテナ埠頭
- 一般外航貨物定期船埠頭
- 国際フェリー埠頭
- 内航フェリー埠頭

